

NEWS

職長・安全衛生責任者教育 及び再教育研修会開催

- ・日 時：10月13日（火）～14日（水）
両日午前9時から
- ・場 所：名古屋国際会議場 231会議室
（名古屋市熱田区）
- ・参加者：25名（再教育5名）

安全衛生委員会（伊藤泰雄委員長）では、労働安全衛生法第59条第60条に基づき、企業の法令遵守及び会員の皆様の安全意識の更なる向上を図るため「職長・安全衛生責任者教育及び再教育研修会」を開催しました。

再教育は、職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を受講後5年以上経過した方が対象となっています。

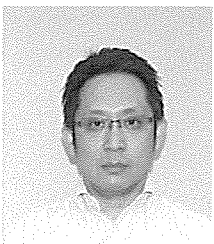


挨拶をする
伊藤安全衛生委員長

初日の開会挨拶では、安全衛生委員長 伊藤泰雄氏からは「現在コロナ禍ということもあり、人数の調整を行っての開催ですが、当業界の安全衛生において職長は重要な役割を担っております。

受講者の方は法で定められた研修会であるという認識のもと、講義内容の習得に努め自社の労働災害事故ゼロを目指してください。」と述べました。

受講者の方は法で定められた研修会であるという認識のもと、講義内容の習得に努め自社の労働災害事故ゼロを目指してください。」と述べました。



講演をする
（株）辻安全サービスセンター辻氏

研修会の講師は（株）辻安全サービスセンター代表取締役社長 辻太朗氏をお迎えしました。

研修の中で作業者に対しての教育及び指導方法では、なぜやるのかという動機付け、言葉での説明、見せるという視覚効果、

実施という体験を一連とした指導におけるポイントについて説明がありました。

事例として、日常の作業における行動パターンを取り上げ、どのような時に行うべき安全行動を省いてしまうのか、その油断がどのような結果を招いてしまうのか、事故事例を挙げ受講者の意識に問いかけてきました。

また、安全を重視した組織作りの構築では、起因は様々ですが、多くは社内の重大な事故の発生によるきっかけから、事故の再発を防ぐための対策（ルールづくり）が講じられ、安全教育による意識の向上、また、継続することによる安全行動の定着を図ることです。

その他、労働安全衛生法に基づく資格の紹介、年少者労働基準規則の解説、現場監督として行うべき労働災害防止活動について、統括安全衛生管理の進め方、職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止について、労働者に対する指導又は監督の方法について、などの講話があり実践に備えた状況ごとの対策を習得することができました。

グループ演習では数名ずつに分かれ、（新型コロナウイルス感染防止対策として、対面する机には飛沫防止のシートを立てる。）災害事例研究、危険予知活動、危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる処置についての演習が行われ、二日間の研修を終えました。

